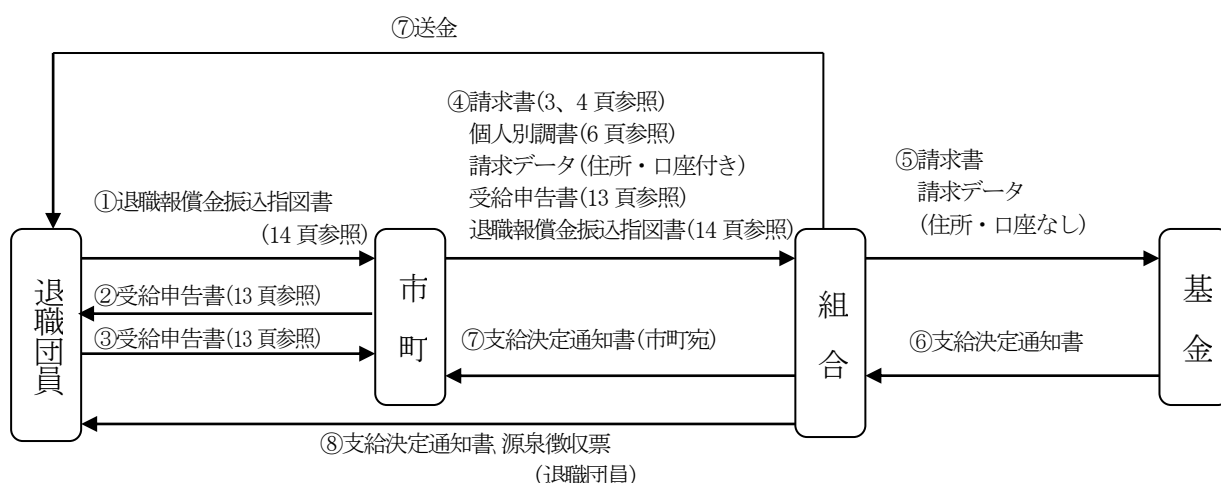


# 消防団員退職報償金事務の手續について

令和 3 年 3 月 9 日  
鳥取県町村総合事務組合

## 1 退職報償金事務フロー図

退職報償金を組合がその構成団体の経由なしに直接、退職団員へ支給することを「直接支給」といいます。



### 【新システム】

《入力項目》  
氏名  
住所  
勤務履歴  
直接支給選択欄  
口座情報

《出力帳票》  
請求データ  
(住所・口座付き)  
受給申告書

《個人情報保護》  
請求データ暗号化

### 【新組合システム】

《入力項目》  
氏名

勤務履歴  
直接支給選択欄  
口座情報  
住所情報

《出力帳票》  
請求データ  
(住所・口座付き)  
支給決定通知書  
源泉徴収票  
総合振込依頼書

《個人情報保護》  
請求データ暗号化

### 【実務システム】

《入力項目》  
氏名

勤務履歴

《出力帳票》  
支給決定通知書

- 退職団員は「退職報償金振込指図書（様式第1号）」（組合所定）（14 頁参照）を町村に提出する。
- 町村は「退職報償金振込指図書」に基づき請求システムに口座情報を登録し、請求データ作成時に出力される「退職所得の受給に関する申告書」（受給申告書）（13 頁参照）を退職団員に送付する。  
なお、退職される年の1月1日現在の住所が、現住所と違う場合には、請求システムに入力する欄がありませんので、手書きなどで対応いただきたいと思います。
- 退職団員は、「受給申告書」（13 頁参照）の内容を確認して誤りがなければ押印し、町村に返送する。
- 町村は、受給申告書（13 頁参照）の内容を確認し、「退職報償金支払請求書」（請求書）（3, 4 頁参照）、個人別調書（6 頁参照）、退職報償金振込指図書及び請求データ（住所・口座情報付き）の作成を行い、組合に提出する。
- 組合は請求データを新組合システムに登録し、基金提出用の請求データ（住所・口座情報なし）の作成を行い、「請求書」とともに提出する。（なお、組合での口座情報の登録・修正を行う場合もある。）
- 基金は、「退職報償金支払決定通知書」を組合に送付する。
- 組合は、退職報償金を退職団員に送金し、また、「退職報償金支給決定通知書」（支給決定通知書）及び「退職所得の源泉徴収票」（源泉徴収票）を作成し退職団員に送付し、町村には「支給決定通知書」を送付する。

## 2 提出書類等について

退職報償金の請求の際には、次の書類等を作成して組合まで提出してください。

- ①「退職報償金支払請求書（別記様式第2号）」（p.3～4 参照）
- ②「個人別調書（別記様式第12号）」（p.5～6 参照）
- ③「退職所得の受給に関する申告書」（p.12～13 参照）
- ④「退職報償金口座振込指図書」（p.14 参照）

※組合からの直接送金を希望しない場合は、組合にご連絡ください。

- ⑤ CD-ROM 又は電子メール

注1) ①については、「鳥取県町村総合事務組合」用と「消防団員等公務災害補償等共済基金」用それぞれ1部ずつ（合計2部）を作成してください。

注2) 請求基礎階級にない階級の消防団員の退職、死亡による消防団員の退職、再入団や他市町村への転出がある場合等は、上記以外の書類が必要となります。

## 3 退職報償金支払請求書の作成について

「組合」用と「消防基金」用それぞれ1部ずつ（合計2部）作成してください。

<請求システムの基本設定画面>（メインメニュー『基本設定』→『消防団訂正』）

「318086(総合事務組合コード)」と入力してください

組合直接支給の場合はチェック

各市町村の行政コード

「鳥取県町村総合事務組合 管理者 宮脇正道」と入力してください。請求団体所在地をクリックし、住所等を記入してください。「鳥取県鳥取市東町1丁目271

町村長又は団長

退職報償金支払請求書

手書き

地方公共団体コード (請求団体)	: 310000	請求年月日: 令和〇年〇月〇日
鳥取県町村総合事務組合管理者 様		〇〇〇第〇〇号
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">手書き又はゴム印</div> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">→</span> 〇〇町村長 田中太郎 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		
別添個人別調書のとおり退職報償金の支払を請求します。		
市町村長又は消防機関の長の証明	地方公共団体コード (調書証明団体)	: 310000 証明年月日: 令和〇〇年〇〇月〇〇日
	別添個人別調書の記載事項は、事実と相違ないことを証明します。	
	所在地	鳥取県〇〇町村〇〇11
市町村又は消防機関の	名称	〇〇町村
	責任者氏名	町長 〇〇〇〇 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
退職報償金の請求額合計:		3,828千円 (12名分)

押印

基金受付印欄（当欄は記入しないで下さい。）

備考:

(当欄は記入しないで下さい。)			
	コード	公印	その他
基金使用欄	受付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	起案者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	確認者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

〔注意事項〕

- ・「新退職報償金請求システム」により作成された CD-ROM 又は電子メールを添付すること。

退職報償金支払請求書

地方公共団体コード (請求団体)	: 318086	請求年月日:	
第 号			
消防団員等公務災害補償等共済基金理事長 様  鳥取県町村総合事務組合 管理者 宮 脇 正 道 <span style="float: right;">印</span>  別添個人別調書のとおり退職報償金の支払を請求します。			
市町村長又は消防機関の長の証明	地方公共団体コード (調書証明団体)	: 310000	証明年月日: 令和〇〇年〇〇月〇〇日
	別添個人別調書の記載事項は、事実と相違ないことを証明します。		
	所在地	鳥取県〇〇町村〇〇11	
町村又は 消防機関の	名称	〇〇町村	
	責任者氏名	町長	〇〇〇〇 <span style="float: right;">印</span>
退職報償金の請求額合計:		3,828 千円	( 12 名分)

組合記入欄には記入しない

基金受付印欄（当欄は記入しないで下さい。）

備考:

(当欄は記入しないで下さい。)				コード	公印	その他
基金使用欄	受付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	起案者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	確認者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

〔注意事項〕

- ・「新退職報償金請求システム」により作成された CD-ROM を添付又は電子メールすること。

#### 4 個人別調書の作成について

次のことに注意のうえ作成してください。

- (1) 階級履歴の明細と消防団名簿とに相違がないか。
- (2) 支払済み勤務期間の重複算入はないか。
- (3) 区域外転出や療養のため勤務できなかった期間が勤務年数に算入されていないか。
- (4) 準則外階級（独自階級）を設けている場合は、当該独自階級について準則階級へのあてはめ方が適切か。
- (5) 死亡退職者の受給遺族が適切な者となっているか。（p. 16 参照）
- (6) 支給制限規定に該当していないか。（下記参照）

（参考）鳥取県町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 抜粋

（退職報償金支給の制限）

第7条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者
- (3) 停職処分を受けたことにより退職した者
- (4) 勤務成績が特に不良であった者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者

〔記載例14〕

別記様式第12号（システム用）

## 個人別調書

（通し頁： 1）

所 属	鳥取県〇〇町村 〇〇町村消防団			〇〇分団
氏 名	トトリ イロハ (鳥取 一郎 )			
生年月日	昭和47年7月20日			
任 免 及 び 勤 務 年 数 等 の 明 細				
全 期 間 (A)	階 級	準則以外の階級	勤務年数	
平成6年4月1日 ~ 平成13年3月31日	団員		7年 0月	
平成13年4月1日 ~ 平成14年3月31日	班長		1年 0月	
平成14年4月1日 ~ 平成21年3月31日	団員		7年 0月	
平成21年4月1日 ~ 令和3年3月31日	部長		12年 0月	
勤務年数 計 (A)			27年 0月	
(A) から除算する期間 (B)	除 算 理 由		除算年数	
除算年数 計 (B)			0年 0月	
差 引 (A-B)			27年 0月	
請 求 (C)				
請求基礎階級：部長                      請求基礎勤務年数：27年 0月                      請求額：564千円				

備考：
(1枚中1枚目)

## 5 支給基礎階級の決定について

支給の基礎となる階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。

ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とする。

また、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、その上位の階級をもって決定する。（鳥取県町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第3条）

階級決定の要件となる“1年”の取扱いについては、階級期間が連続しているときは暦で、連続していないときは各々の期間を合算した日数計算により365日をもって算定する。

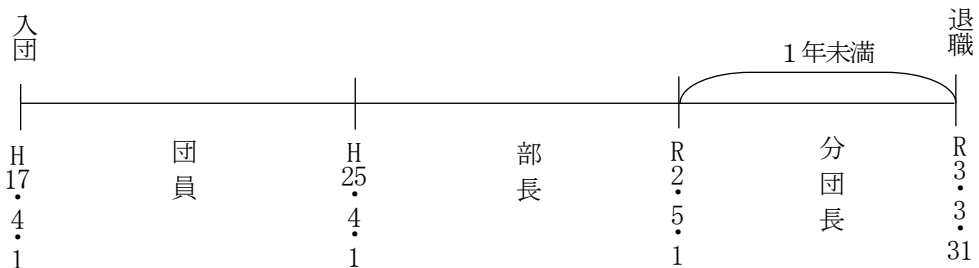
〔例1〕 退職時の階級が最も上位で、かつ、その期間が1年以上あったときは退職時の階級とする。

○ 支給基礎階級＝分団長



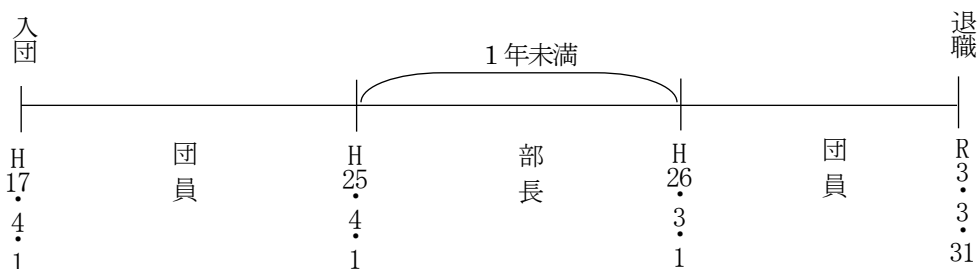
〔例2〕 階級履歴の中で最も上位の階級で退職したが、その期間が1年未満のときは、経験の有無にかかわらず、その直近下位の階級とする。

○ 支給基礎階級＝副分団長



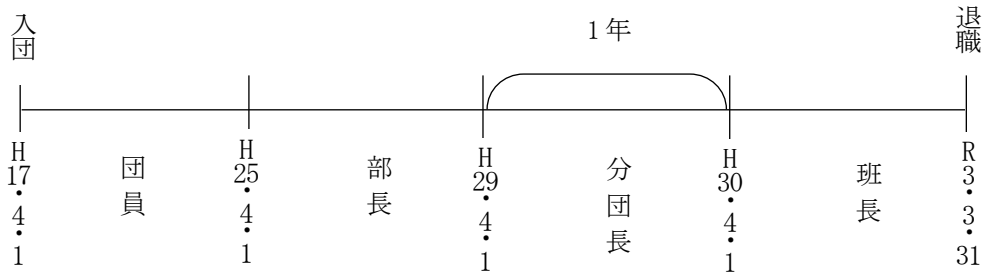
〔例3〕 退職時の階級よりも上位の階級に属した期間があるが、その期間が1年未満のときは、退職時の階級とする。

○ 支給基礎階級＝団員



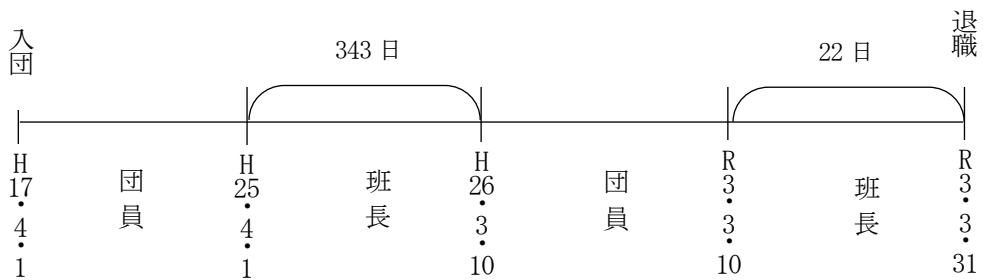
〔例4〕 階級履歴の中で退職日の階級よりも上位の階級に属した期間があり、かつ、最も上位の階級に属した期間が1年以上あったときは、最も上位の階級とする。

○ 支給基礎階級＝分団長



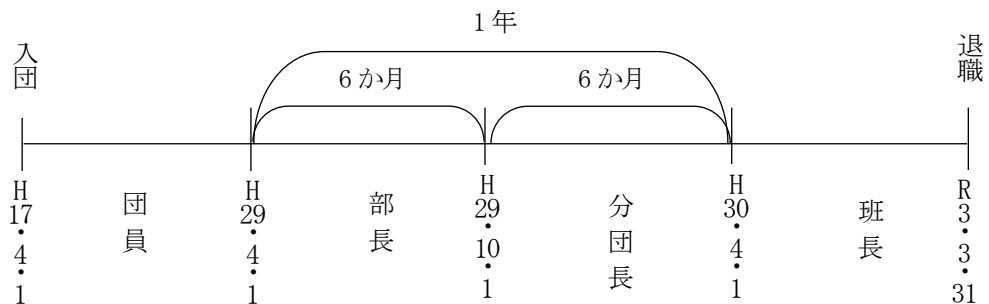
〔例5〕 退職時の階級期間と同等以上の階級期間を合算することにより1年（365日）以上となるときは、退職時の階級とする。

○ 支給基礎階級＝班長



〔例6〕 最も上位の階級に属した期間が1年未満で、その他複数の上位階級があった場合は、最も上位の階級期間から順次合算し、その期間が1年以上となったときに属していた階級とする。

○ 支給基礎階級＝部長





## 6 支給基礎勤務年数の算定について

### (1) 勤務期間の合算

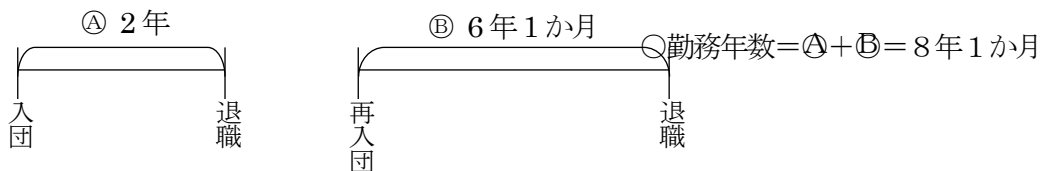
勤務年数については、その者が消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。

ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合、その基礎となった期間は合算できない。

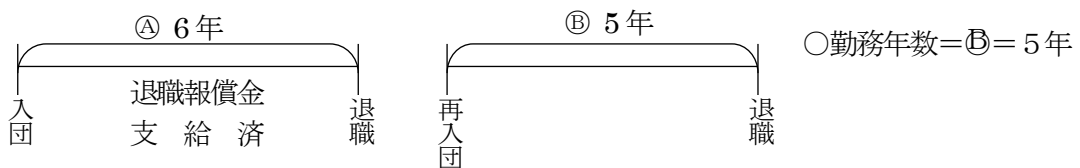
また、再び消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合にも、その期間は合算できない。(鳥取県町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第4条第1項)

### ◎ 勤務期間の合算例

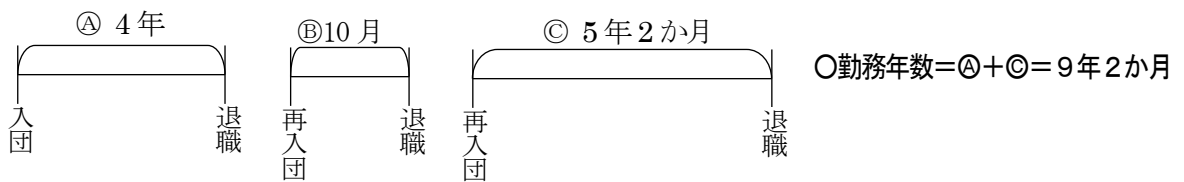
〔例7〕 勤務期間が2以上ある場合は、その期間を合算する。



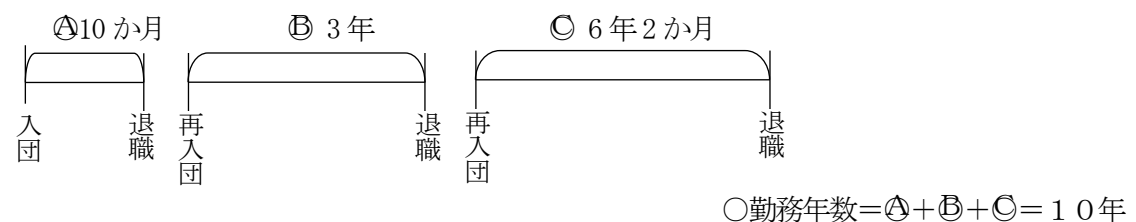
〔例8〕 既に退職報償金が支給されていた場合、その基礎とされた期間は合算できない。



〔例9〕 再入団後1年未満で退職した場合、その期間は合算できない。



〔例10〕 最初の入団した期間については、1年未満で退職した場合でもその期間は合算できる。

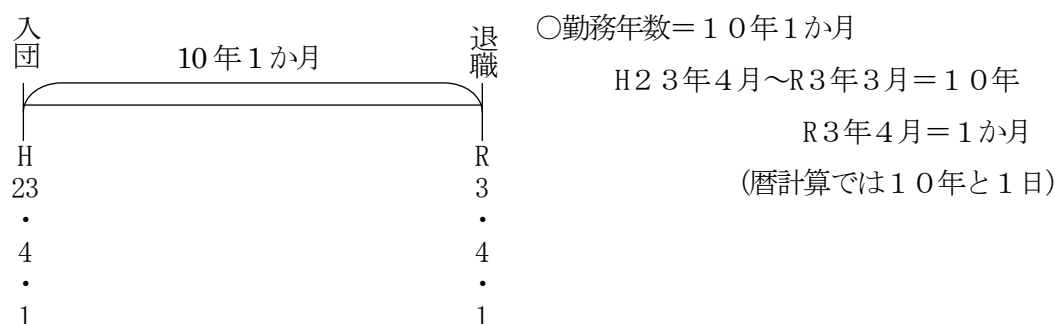


(2) 勤務年数の計算

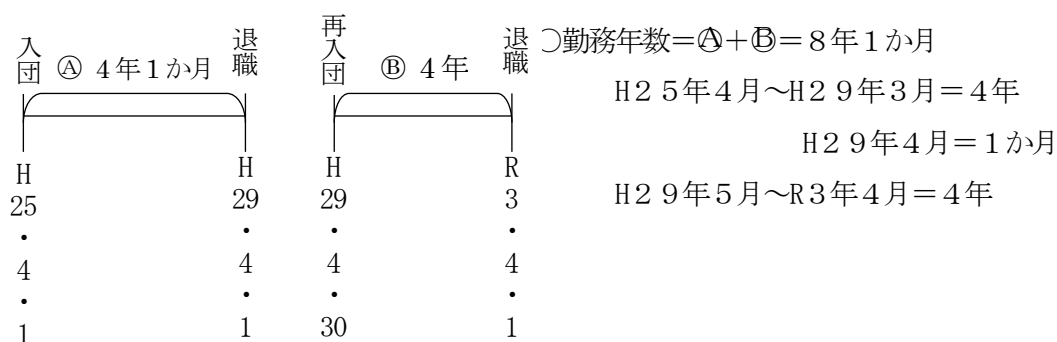
勤務年数の計算は、消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び消防団員となった日の属する月が同じ月である場合は、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。(鳥取県町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第4条第2項)

◎ 勤務年数の計算例

[例11] 消防団員となった月から退職した月までの月数によって算定する。(12月=1年)



[例12] 退職日と再入団日が同じ月の場合は、その月は後の勤務年数に算入しない。

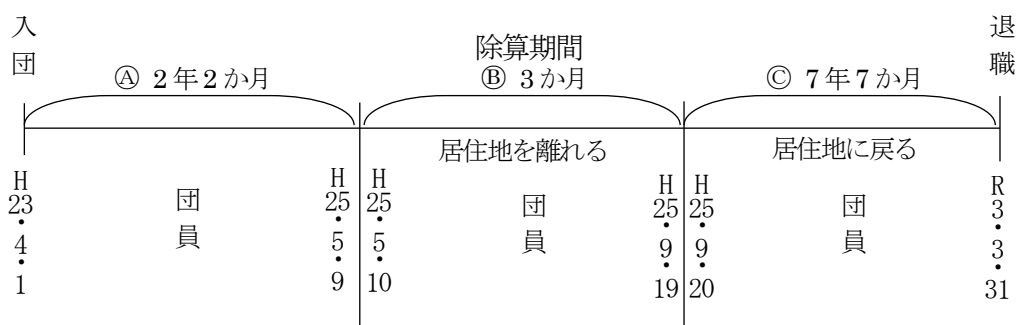


(3) 勤務年数からの除算

消防団員が一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。(鳥取県町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第4条第3項)

〔例13〕 居住地を離れて不在だったため、消防団員として活動できなかった期間は、勤務年数に算入しない。

○勤務年数=㉠+㉡=8年9か月

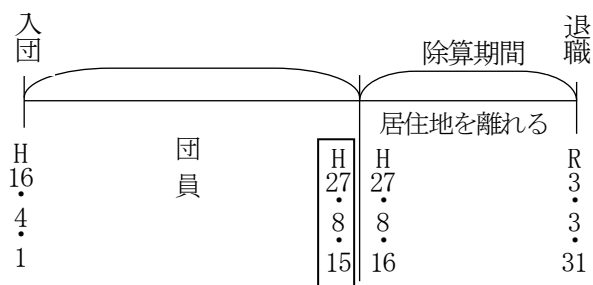


(注) 不在期間の開始と終了の月である平成25年5月と9月については除算しない。(ただし、開始日が初日の場合は、当該月は除算する。)

〔例14〕 居住地を離れ、消防団員として活動できないまま退職した消防団員の勤務年数の計算は、実際に活動できた最終の日までで行う。

○勤務年数=11年5か月

※ 退職報償金算定上の退職年月日=平成27年8月15日(平成27年度退職)



## 7 「退職所得の受給に関する申告書」の記入について

- (1) 用紙の上部「退職手当等の支払者の」欄には、当組合の所在地、名称を記入してください。  
次に「あなたの」欄には、退職する消防団員の氏名、現住所、その年の1月1日現在の住所及び押印をお願いします。
- (2) 太枠に囲まれた「A」欄は全員記入してください。  
「①」には、退職した日を記入してください。  
「②」には、障害による退職であれば、「障害」に、その他の場合は「一般」のところに○をしてください。生活扶助の有無にも○をしてください。  
「③」には、入団年月日、退職年月日、勤務年数を記入してください。勤務年数は暦年数で端数月日は切り上げて記入してください。  
(例) 14年1ヶ月→15年
- (3) 「B」欄以下は、当該退職報償金以外に退職手当等を受けた場合に記入してください。

※ 死亡退職の場合は提出不要です。

[記載例15]

年 月 日 税務署長 市町村長 殿	<input checked="" type="checkbox"/> 退職所得の受給に関する申告書 R3 年分 <input type="checkbox"/> 退職所得申告書	受付印 						
退職手当の支払者の 所在地 (住所) 〒 680-8570 鳥取市東町1丁目271	現住所 〒 680-0011 鳥取市東町1丁目271	あなたの 氏名 鳥取太郎 ㊞	個人番号 1   0   0   0   2   0   0   0   3   0   0   0	その年1月1日現在の住所 同上				
名 (氏名) 鳥取県町村総合事務組合		法人番号 (個人番号) ※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 5   0   0   0   0   2   0   3   1   8   0   8   6						
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)								
A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 R3 年 3 月 31 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間 うち <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 特定役員等勤続期間 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 うち <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 重複勤続期間 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		自 H25 年 4 月 1 日 至 R3 年 3 月 31 日	年 8 年			
	② 退職の区分等 <input checked="" type="checkbox"/> 一般 (生活) <input type="checkbox"/> 障害 (扶助) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無							
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。								
B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 うち特定役員等勤続期間 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	⑤ ③と④の通算勤続期間 うち <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 特定役員等勤続期間 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 うち <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 重複勤続期間 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		自 年 月 日 至 年 月 日	年 年 年 年 年 年 年 年			
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。								
C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間 ⑦のうち特定役員等勤続期間との重複勤続期間 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		自 年 月 日 至 年 月 日	年 年 年 年 年 年			
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。								
D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 うち特定役員等勤続期間 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間 ⑩のうち特定役員等勤続期間 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		自 年 月 日 至 年 月 日	年 年 年 年 年 年			
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 うち特定役員等勤続期間 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	⑪ ⑦と⑩の通算期間 ⑪のうち <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		自 年 月 日 至 年 月 日	年 年 年 年			
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。								
E	区分 一般 特定役員 C	退職手当等の支払を受けることとなった年月日 . . . . . .	収入金額 (円) . . . . . .	源泉徴収税額 (円) . . . . . .	特別徴収税額 市町村民税 (円) 都道府県民税 (円) . . . . . .	支払を受けた年月日 . . . . . .	退職の区分 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び都道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。

2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。

3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

27.06改正

## 8 退職報償金口座振込依頼書について

支払請求された退職報償金は、「退職報償金振込指図書（様式第1号（第3条関係）」により組合から退団者の口座に直接送金することとなります。

様式第1号（第3条関係）			
<h3 style="margin: 0;">退職報償金振込指図書</h3>			
町村名			
年 月 日			
鳥取県町村総合事務組合管理者 様			
〒			
住 所			
受給権者			
氏 名			
⑩			
消防団員 に係る退職報償金を、下記の金融機関に送金してください。			
記			
金融機関	(銀行コード: )		備 考
支 店 名	(支店コード: )		
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通預金	口座番号	
	<input type="checkbox"/> 当座預金		
フリガナ			
口座名義			
〔注意事項〕			
1 振り込み口座は、消防団を退団した場合は当該退団者、死亡退団にあつては受給権者のみの口座となります。			
2 口座番号は右詰で記入してください。			
3 口座名義のフリガナは、手続き上必要なものですので必ず記入してください。			

## 9 町村への送金を希望する場合

支払請求された退職報償金を組合から退団者の口座への直接送金ではなく、町村への一括送金を希望する町村は組合に連絡ください。

## 10 請求基礎階級にない階級の請求について

請求基礎階級にない階級（本部長、指導部長等）での退職報償金の請求については、請求基礎階級にある階級でその階級と同等であると証明できるものの提出をお願いします。

- (1) 条例及び規則等の写し（年報酬等の表）
  - (2) (1)が無ければ退職年度における年報酬の支払明細書等
- その他の場合は組合に相談してください。

## 11 死亡退職の場合の請求について

在職中の消防団員が死亡退職した場合、退職報償金を受けることができる消防団員の遺族の範囲は次のとおり。(鳥取県町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第5条)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）</li><li>(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者</li><li>(3) 前号に該当しない子及び父母</li></ol> |
|--|

※1 退職報償金を受ける遺族の順位は、上述の順位とする。父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

※2 同順位の者が二人以上ある場合は、その人数で等分して支給する。

### 【添付書類】

- ・ 消防団員の死亡と、受給権者との続柄の確認ができる資料 … 「戸籍謄本」(原本)
- ・ 同順位の受給権者が二人以上ある場合 … 「総代者選任届」(p. 16 参照)

退職所得の受給に関する申告書は必要ありません。

(参 考) 死亡退職で同順位の受給権者が二人以上ある場合

総 代 者 選 任 届

元団員との続柄 父

総代者氏名 田 中 太 郎

〇〇町村 消防団員 田中一郎 の死亡による退職報償金の受給に当たり、上記の者を総代者として選任したので、届けます。

鳥取県町村総合事務組合管理者 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

遺族の同順位者

元団員との続柄 父

住 所 鳥取県〇〇町村〇〇2-2-1

氏 名 田 中 太 郎 ⑩

元団員との続柄 母

住 所 鳥取県〇〇町村〇〇2-2-1

氏 名 田 中 花 代 ⑩



## 12 再入団した消防団員の退職報償金の請求について

5年以上勤務して一度退団し、その後再入団した団員は、一度退団した時にその時の退職報償金が支払われている可能性があります。重複して算入しないようご注意ください。

## 13 違う市町村への消防団員の転出について

退職報償金は、消防団員であったすべての期間が請求時の勤務年数の対象となります。従って、どこの市町村の消防団に属していてもその期間は合算できます。そこで、どこで何年勤務してきたか分かるように、転出時に市町村間で団員名簿の写し等により当該消防団員の前歴及び退職報償金の支払の有無の確認をお願いします。

ただし、県外の消防団へ転出の場合は、この限りではないので、組合へ問い合わせてください。

〔参 考〕 年度別退職報償金支給額

(単位：千円)

勤務年数 階級	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	
団 長	239	344	459	594	779	979
副 団 長	229	329	429	534	709	909
分 団 長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長・班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

(平成26年4月1日以降に退職した消防団員に適用)